

議案第102号

坂の上辺地に係る総合整備計画変更の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、坂の上辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更するものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

説 明

当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るものであります。

総合整備計画書

北海道 芽室町 坂の上辺地
 (辺地の人口 265人、面積 17.78k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
北海道河西郡芽室町 坂の上
- (2) 地域の中心の位置
北海道河西郡芽室町坂の上10線23-4
- (3) 辺地度点数
185点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 電気通信に関する施設 (光ファイバー整備) ~ 芽室町における光ファイバーによる高速通信は、市街地のほぼ全域で利用できる一方で、農村部においては、平成25年度に整備したFWA、また一部地域におけるADSLの利用にとどまっており、農業者からは、日常生活はもとより、今後の農業経営においても、より高速、大容量な通信基盤が必要不可欠であるとの意見が多く寄せられている。さらには、GIGAスクール構想においては、学校はもちろん、児童・生徒の自宅においても、光ファイバーが整備されていることが望まれている。以上のようなことから、情報通信の地域間格差を解消すべく、農村部における光ファイバー整備を行うものである。
- 集会施設 (坂の上地域福祉館) ~ 坂の上地域集会施設について、昭和51年に建設してから44年が経過しており、著しく老朽化が進んでいる。また、耐震診断の結果、耐震性に懸念があり、災害時の避難所としても不適格であることから、施設の整備を行うことにより、地域住民の利便性や安全性の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図る。
- 道路 (上伏古10線) (伏古7号線 設計) (伏古7号線 施工) ~ この地域は農業地域であり、当該路線は農産物の輸送にも利用されているが、道路の経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送に支障をきたしていることから、安全確保と利便性の向上のため、道路改良設計及び施工を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (光ファイバー整備)	芽室町	757,000	274,400	482,600	34,900
集会施設 (坂の上地域福祉館)	芽室町	74,178		74,178	74,100
道路 (上伏古10線)	芽室町	80,894		80,894	80,800
道路 (伏古7号線 設計)	芽室町	5,019		5,019	5,000
道路 (伏古7号線 施工)	芽室町	28,017		28,017	28,000
合計		945,108	274,400	670,708	222,800

坂の上辺地に係る総合整備計画変更について

- 1 『辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（以下「辺地法」という。）』

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする法律

- 2 辺地とは

交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、中心地から5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上かつ駅やバス停、医療機関等からの距離を点数化した辺地度点数が基準点以上の地域

- 3 辺地に係る総合整備計画の策定

『辺地法』第3条第1項により、議会の議決を経て公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。

- 4 今回の変更点について

『辺地法』の規定による総合整備計画に基づいて行う事業を対象とする地方債で、以下の事業が対象となる。

坂の上辺地

施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (伏古7号線 施工)	変更後	28,017		28,017	28,000
	変更前	27,082		27,082	27,000